

第2回免許部会での獣医療広告制限見直しに係る主なご意見

1 広告制限見直し全般について

- ① 広告可能事項として技能・療法を含めることは、専門性を示すこととなり、「認定医・専門医」の広告の取扱いと足並みをそろえて検討する必要がある。
- ② 都道府県からも要望のある、日常の予防に関する項目（ノミ・ダニの予防など）やマイクロチップの挿入は、広告することが望ましい。
- ③ ウェブサイトを規制することは、飼育者が知ることのできる情報が減ってしまうことは理解できる。一方、現時点でウェブサイトを広告としないとしても、Facebook等のSNSを含めて情報発信媒体が多様化しているため、ウェブサイトの取扱いの基準が必要である。

2 獣医師の専門性について

- ① 免許取得後も自己研鑽に努めている獣医師の指標になることで得意分野の指標になり、ミスマッチを防ぐ上でも有益であることから、認めたほうがいいのではないか。ただし、どこまでの専門性のレベルを認めるかは一定レベルが保証される内容であることが必要ではないか。
- ② 専門性の開示は、飼育者にとっては有益な情報である。一方、「認定医・専門医」を広告可能とする場合に、認められる専門性のレベルを考える必要がある（海外含め、どの認定機関から取得したものかなど）。
- ③ 認定医や専門医も含めた経歴への記載拡充の検討は必要だと思うが、その経歴が治療に役立つことが前提ではないか。

3 診療費用の広告について

- ① 広告可能とするかは、診療内容によるのではないか。例えば、予防接種は値段や内容に差はなく、飼育者の関心が高い。一方、避妊去勢手術や健康診断は、内容によって費用は大きく異なる。
- ② 動物病院は自由診療のため、診療費の広告は、広告可能な項目、内容、明確な料金表の設定が必要ではないか。
- ③ 費用広告の際は、広告媒体を考慮する必要がある。また、副反応への対応や対策など併記する内容の検討が必要である。